

# ペルーにおける移転価格税制の概要

(2021年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リマ事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リマ事務所が現地法律事務所 Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados に作成委託し、2021年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・リマ事務所  
E-mail：info\_lima@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

はじめに.....	1
1. 移転価格とは.....	2
2. ペルーにおける移転価格税制.....	3
3. 移転価格に関する情報の宣誓供述書およびほかの正式な義務.....	11
4. 日本における移転価格税制.....	12

## ペルーにおける移転価格税制の概要

### はじめに

価格の査定に関する税務管理が取り上げられるようになって久しいが、これは、租税回避（基本的には所得税）を防ぐ目的から、経済的に関連性のある複数の企業により行われた内部取引に係る価格調整に関し、現地税務当局による特定の必要性に対する一つの回答として生じたものである。

グローバリゼーションはそれに伴い、経済活動において利潤の最大化を追及する中で、自社の経済的および財務的な関係における市況の確立という限界的な状況へと突き進んできた企業グループに、結果として拡大をもたらした。そして、それはある国から他国への企業利益の移転を誘発した。

その一方で、それらの企業は、「タックス・ヘイブン」または低課税地域と称される海外直接投資を呼び込むために税務上の優遇措置地域に依存するようになり、OECD<sup>1</sup>（経済協力開発機構）やほかのグローバル組織は、残る世界の大半の国々と協調する方向で税制の対策に乗り出すこととなった。

移転価格税制の存在理由は、課税基盤（基本的に所得税の基盤）の確保にある。経済的な取引または売買を介して、それ自体の結果として生ずる利益または利潤を、経済グループの有利となるように当該取引にかかわる複数企業の一つから（同一またはほかの税務管轄地域に位置する）ほかに移転することを目論み、さらに税務当局に損害を与えるというような、互いに関係性を持つ納税者が目的としうる不当な操作の可能性を前に、全世界の税務当局がこれを実施しようとしている。

上方・下方への価格操作は、法人税負担軽減の必要性、キャッシュフローや納税資金需要の補填、または資金引き揚げ（※対外投資利益の回収）に対する制限の補完といった要因に基づくことがある。このほかにも、利潤最大化へのプレッシャーや外国為替取引のコントロール、為替の不安定な国々における通貨保有リスク、市場浸透戦略などが挙げられる。

世界的な経済発展の中、多国籍または国内の企業グループは、子会社や関連会社および/または支店を通じ、全般的に有形財、無形資産および役務の売買に関する取引を拡大し続けている。租税の負担が少ない地域に向け、もしくはある種の「盾」または税制上の恩恵を享受している企業に対し、その利益を移転することが許される可能性があることから、この拡大は、そのような取引に係る企業間の価格が当該企業を管轄する税務当局職員の注目を集める原因となっている。これらが財政の悪化を招くことから、税務当局に対して、移転価格税制の施行による管轄下の歳入確保が求められるようになった。

---

<sup>1</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構

## 1. 移転価格とは

多国籍企業が自らの間で取引を行うことは一般的であり、そのためには移転価格が用いられる。これはすなわち、関係のあるほかの企業への一企業による商品の販売または役務の提供を目的に設定された価格のことである。しかしながら、最大限の利潤を獲得しようとするこれらの企業は、租税回避の仕組みの一つとしてその移転価格を利用する可能性がある。前述のリスクを軽減するため、ペルーでは移転価格および、それらを定める手法が規制されている。

移転価格とは、あるグループに属す事業体により、一事業体または当該グループの一部に向け供給される製品または役務に対し定められた価格のことである。すなわち、一企業により同一グループに属すほかの企業に提供される製品または役務に対し決定される価格である。しかしながら、前述の価格が関連企業同士で定められる場合には、支払うべき租税の課税基準を変更する目的でこれらが利用される可能性があり、またそれらの企業間で同一国内または複数他国間のいずれかにおける利潤の移転を容易にすることは、タックス・ヘイブンあるいは低税率または非課税地域に向けた当該利潤の移転や、需要と供給および自由競争に基づく市場経済のルールからの逸脱を伴う。

移転価格とは、二つの企業間において取り決められた、財、サービスまたは手数料の移転に関する価格のことである。

税制面においてこれを規制することは重要である。

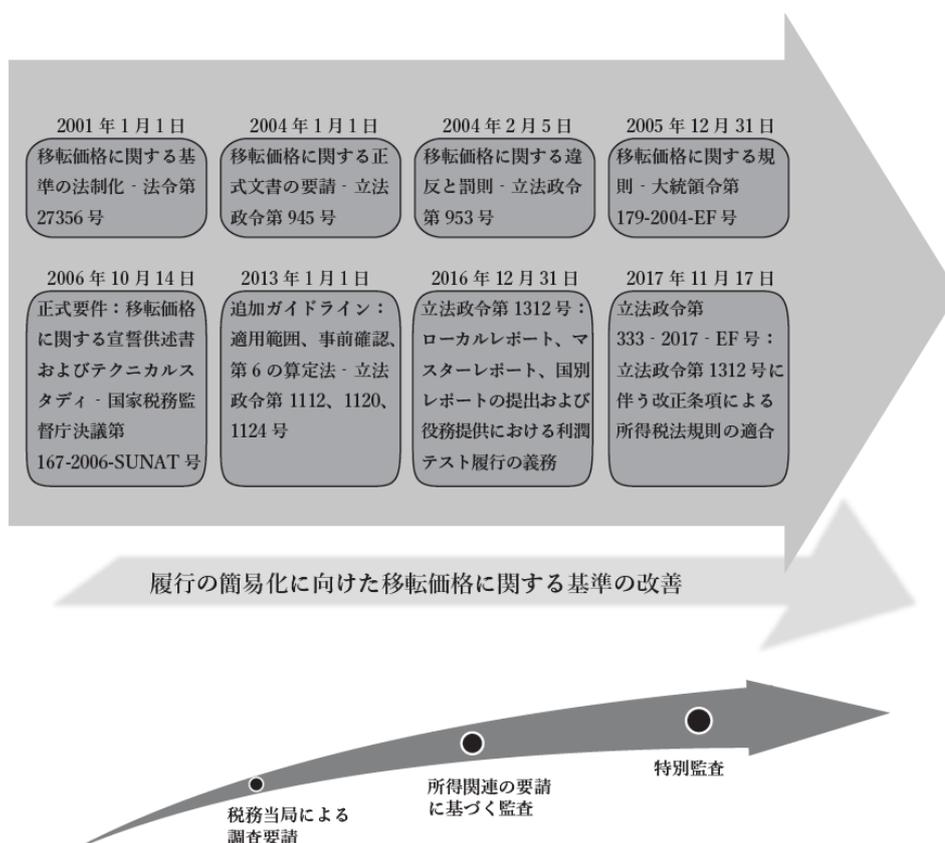
複数の企業において相互に所有権または経営上の関係がある場合、意図的な方法によりそれらの間で利潤の配分が可能な価格を設定し、徴税に支障をきたすかもしれない。

税務管理上、移転価格とは「利潤の移転を目的として複数の企業により秘密裏に用いられる仕組みの一つで、それらの利潤に対し賦課されるべきであった租税の支払の全部または一部を回避するものである（中略）。これにより、ほかの企業に対し実際とは異なる取引価格を取り決めた上での移転あるいは（中略）、単に虚偽の取引の記録または申告が可能とされる」<sup>2</sup>。つまりこれらの価格は、複数の関連企業により、過大または過少評価を用いて、納税額をゼロにするかあるいは低く抑えるために利用される。移転価格とはこのように、親会社が供給する財や役務の過大評価、ならびに当該親会社が子会社に対して提供する財や役務の過少評価を介し、あるビジネスから生じる利潤を前述の子会社へと迂回させることで、国内および/または国際ビジネスにおいて資金を投下するための仕組みとなりうる。さらに、国外に位置する親会社由来の財や役務に対する移転価格を高く設定し、その子会社由来の財や役務に対する移転価格を切り詰めることで、ビジネスの利潤をある税務管轄から他の管轄域へと移転することができる。

<sup>2</sup> カルロス・パランテス・マルティネス筆「ペルーにおける移転価格」ペルーの税法誌 第8巻7頁

## 2. ペルーにおける移転価格税制

ペルーでは 2001 年から移転価格税制が施行されているが、一部の売買に関しては、市場価格ならびに、非関連の第三者との、または非関連の第三者同士の比較可能な取引で定められた価格を考慮する必要があった。さらに、OECD の算定法が含まれておらず、実用性にも欠け、移転価格に関する検討または分析の実施義務も制定されていなかった。同基準の枠組みにおける変遷は次のとおりである。



租税回避の手段として利用されることを防ぐ目的から、大部分の国が移転価格に関する規則を設けている。ペルーでは、所得税法第 32-A 条および同法規則第 108 条で、関連当事者からの所得あるいは、協調関係にないかまたはタックス・ヘイブンとして知られる低税率または非課税の国々または地域由来の、もしくはそれらに仕向けた、ないしはそれらを介した所得に対する租税の対象となる納税者が行う取引に対して、移転価格に関する基準が適用されると定められている。さらに、前述の取引に由来する所得や収入または収益を得る者が行う取引については、優遇税制の対象となる。

移転価格に関する基準の適用とは、関連当事者間の取引全体の価値が市場価値に合致しているとみなされ、当事者間で提示された当該価値が市場価値とは異なるという理由でペルーにおいて支払うべき租税が少ないと判断される場合に、当該価値を調整しつつ移転価格の算定法に適合させることを意味する。価値の調整はまた、他方の関連当事者との取引に関して、その調整がペルーにおける租税を割高とする判断に影響を与える場合にも行われる。関連当事者同士の当該取引

については、移転価格に関する基準に従う。これに関しては、所得税法第 32-A 条 b)号において、二つの企業または事業体を関連当事者とみなすにあたり次の一般規則を定めている。

- a) 当事者の一方が直接的または間接的に他方の管理や支配、または資本に参加している。
- b) 同一の個人または複数人のグループが、直接的または間接に、複数の個人や企業または事業体の経営や支配、または資本に参加している。
- c) 関連当事者間の取引を隠蔽する目的で、介在者を使って当該取引が実施される場合。関連当事者間の経済的な関係を推し量るにあたっては、それらの企業の一つが直接的または間接的に管理上または経済的な統制を行えば十分となる。同令規則の第 24 条は、二つ以上の企業または事業体が関連当事者となる前提を示しており、さらに、関連当事者間の取引を隠蔽する目的において、国内居住者または非居住者の別にかかわらず、介在する個人または事業体を用いて取引が実施された場合にそれらを適用するとしている。その前提とは、以下のとおりである。
  - a. 資本参加の比率：一自然人または一法人が、直接または第三者（家族または他者）を介して、ほかの法人の資本の 30%超か、あるいは、直接または第三者を介して、同一の自然人または法人に帰属する二社以上の法人の資本の 30%超を所有している場合。
  - b. 縁戚関係：前記のケースにおいて、当該資本の 30%超が配偶者同士に、あるいは二親等以内の血族または姻族関係にある自然人同士に帰属する場合。
  - c. 共同所有による関係：二社以上の法人の資本の 30%超が、それらの共同出資者に帰属する場合。
  - d. 共通の役員や職員：採択される財務上、運営上および/または商業上の合意の判断において決定権を有す共通する一人以上の役員、上級管理職、管理職またはその他の幹部職員が、複数の法人や事業体にいる場合。
  - e. 財務諸表の統合：二人以上の自然人または二社以上の法人がそれらの財務諸表を統合する場合。
  - f. 独立会計による業務提携契約（ビジネスコラボレーション契約）：この契約では、直接または第三者を介し、当該契約上に 30%超の比率で関与する契約当事者との間に関係があるとみなされる。また、当該契約の展開にあたり、財務上、運営上および/または商業上の合意の判断において決定権を有す契約当事者との間にも関係があるとみなされる。
  - g. 独立会計によらない業務提携契約：この契約の各当事者とカウンターパート間における関係は個別に判断される。カウンターパートとは、契約当事者が当該契約の目的を達成するためにある種の取引を行う自然人または法人である。
  - h. 共同参加契約（アソシエイト契約）：この契約において、いずれかの共同経営者が直接的または間接的に、契約参加者による一つまたは複数の事業から生じる成果または利益の 30%超に関与する場合、あるいはいずれかの共同経営者が契約参加者による一つまたは複数のビジネスにおける財務上、運営上または商業上の決定権を有す場合は、共同経営者と契約参加者の間に関係性が存在する。
  - i. 恒久的施設（PE）：非居住者である一企業が国内に一つ以上の恒久的施設を有す場合は、当該非居住者企業とその各恒久的施設、およびそれら全体の間に関係性が存在す

ることになる。また、ペルー共和国領土内の居住者である一企業が国外に一つ以上の恒久的施設を有す場合にも、当該居住者企業とその各恒久施設の間に関係があるとされる。

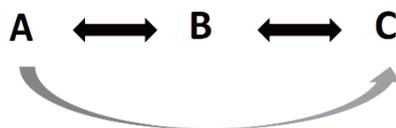
- j. 支配的影響力：一自然人または一企業が一つ以上の法人または事業体の経営組織の意思決定において支配的影響力を行使する場合、その影響を受ける当該法人または事業体は相互に、かつ前述の影響力を行使する当該自然人または法人との間に関係性を有す。
- k. 取引先関係：前課税年度において、国内居住者である一個人、一企業または一事業体  
が実施した財、役務の提供またはほかに類する取引の売上の 80%以上が、国内居住者  
である一個人、一企業または一事業体との、あるいは単一の経済主体との取引による  
場合は、経済的な関係があることになる。

一方、以下のガイドラインにおいて少なくとも二つの項目を満たす国々や地域は、優遇税制が考慮される。

- a) 税務情報交換協定または情報交換に関する条項を伴う二重課税防止条約が施行されていない、あるいはこれらが存在しながらペルーとの情報交換が果たされていないか、または、法的基準の適用または実務上の運用により制限されている。
- b) 法規や規則の水準、または行政機能において透明性の欠如がみられる。
- c) いかなる名称の租税であれ、その税制の対象となる所得、収入または収益に対する所得税率が、ペルーにおいて居住者に対し同質の所得に課される税率の 0%以上 60%未満である場合。
- d) その税制が、明示的または黙示的に、当該税制を有す国または地域の在住者を除外するか、あるいは、当該税制の恩恵を受ける者が、明示的または黙示的に、国内市場における商取引を妨げられる場合。
- e) その税制を有す国または地域がそれらを廃止または変更する過程にあっても、当該税制を OECD が有害または潜在的に有害とみなす場合。

#### どのような取引が移転価格税制の対象になるのか？

- ・ 関連当事者間で行われるもの（国内・国外双方の取引を含む）



- ・ 低税率または非課税の国々や地域（タックス・ヘイブン）由来の、あるいはそれらに仕向けた、もしくはそれらを介して行われるもの

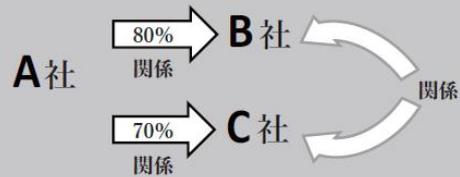


## 関連当事者

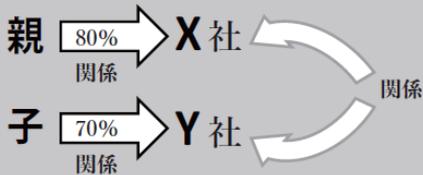
1. 一自然人または一法人が、直接または第三者を介して他の法人の資本を30%超所有する場合。



2. 二社以上の法人の資本の30%超が、直接または第三者を介して同一の自然人または法人に帰属する場合。



3. 前記のいずれかのケースにおいて、表記割合の資本が配偶者同士に、あるいは二親等以内の血族または姻族関係のある自然人同士に帰属する場合。



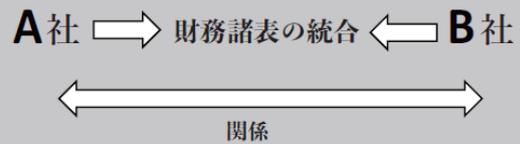
4. 二社以上の法人の資本の30%超がそれらの共同出資者に帰属する場合。



5. 採択される財務上、運営上および/または商業上の合意の判断において決定権を有す共通する一人以上の役員、上級管理職、管理職またはその他の幹部職員が複数の法人や事業体にいる場合。

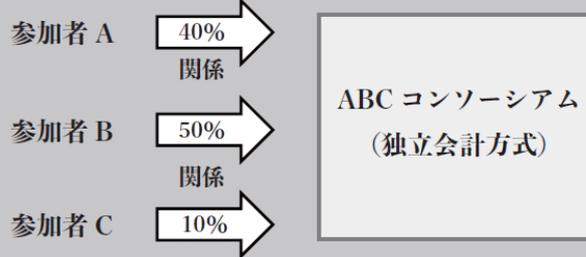


6. 二人以上の自然人または二社以上の法人が財務諸表を統合する場合。





7. 独立会計による業務提携契約（ビジネスコラボレーション契約）の場合。この契約では、直接または第三者を介し当該契約上に 30% 超の比率で関与する契約当事者との間に関係があると見なされる。



当該関係は次の基準に基づき構築され、効力を有す。



1 から 7 のケースにおいてその動因が確認される場合。関係が構築されると、これはその時点から課税年度の終了まで効力を有す。ただし、その日付以前に当該関係の動因が解消される場合、当該関係はその期間において効力を有すものとされる。

さらに以下の前提が適用された。

市場価値：所得税法第 32 条は、いかなる名目によるいかなる種類の取引であっても、所得への課税目的においては、それらの寄与に対して譲渡される価値がその市場価値になると定めている。過大または過少評価に伴い、譲渡された価値がその市場価値と異なる場合には、取得者と譲渡者の双方に対し、SUNAT（国家税務監督庁）がそれを調整するための措置を講じるものとする。関連当事者<sup>3</sup>間の取引、あるいは低税率または非課税の国々や地域由来の、もしくはそれらに仕向けた、ないしはそれらを介す取引の場合は、同等または同様の状態で比較可能な取引において、独立した当事者との間で、または独立したそれらの当事者同士で合意された価格や対価を市場価値とみなすものとする。

関連当事者間あるいは低税率または非課税の国々との取引における市場価値の決定：所得税法第 32-A 条の定めに従い、関連当事者同士あるいは低税率または非課税の国々との取引において、移転価格に関する基準や、それらの基準を適用することで生じる価値に対し当事者同士で合意される価値の調整を用いた市場価値は、移転価格に関する基準の適用に伴いその国における租税がより少額になることを条件に、当該当事者同士で合意された価値が適用される場合にのみ決定されるものとする。前記の前提が満たされていなくとも、ほかの関連当事者との取引に関し、前述の調整がその国における割高な租税の決定に影響を及ぼす場合、SUNAT（国家税務監督庁）は合意された価値の調整を行うことがある。

<sup>3</sup> 複数の個人、企業または事業体は、それらの一方が直接的または間接的な方法で他方の管理や支配または資本に参加する場合、あるいは同一の個人または複数の個人による同一のグループが直接的または間接的に複数の個人、企業または事業体の管理、支配または資本に参加する場合において、関連当事者同士とみなされる。さらに、関連当事者間の取引の隠蔽を目的とする介在者を用いその取引が行われた場合にも、関係が生じるものとする。

合意された市場価値が割高な租税の原因になるか査定する目的で、それぞれの取引または取引の集合（各算定法の適用にあたり、当該査定が個別または全体的なかたちで実施されたかによる）が所得税法に対し個々にもたらず影響を考慮に入れるものとする。

比較可能性の分析：複数の関連当事者間および/あるいは低税率または非課税の国家または地域間における取引は、同一または類似の状況下で次の二つのうち少なくとも一つの条件を満たす場合に、独立した当事者間で行われた取引と比較することができる。

- a) 比較対象の複数取引、あるいは当該取引を行う複数当事者の性質の間におけるあらゆる相違が、その価格や対価、または利幅に実質的な影響を及ぼす可能性のないこと。
- b) 比較対象の取引間あるいは、当該取引を行う複数当事者の性質において相違があり、それらがその価格や対価、または利幅に実質的な影響を及ぼす可能性があっても、それらの相違は妥当な調整を通じて排除することができる。

取引が比較可能か判断するにあたっては、選択される算定法に応じて、当該取引の経済的な実態に大きく反映する要素や状況が勘案されるものとし、とりわけ次の要素が考慮される。

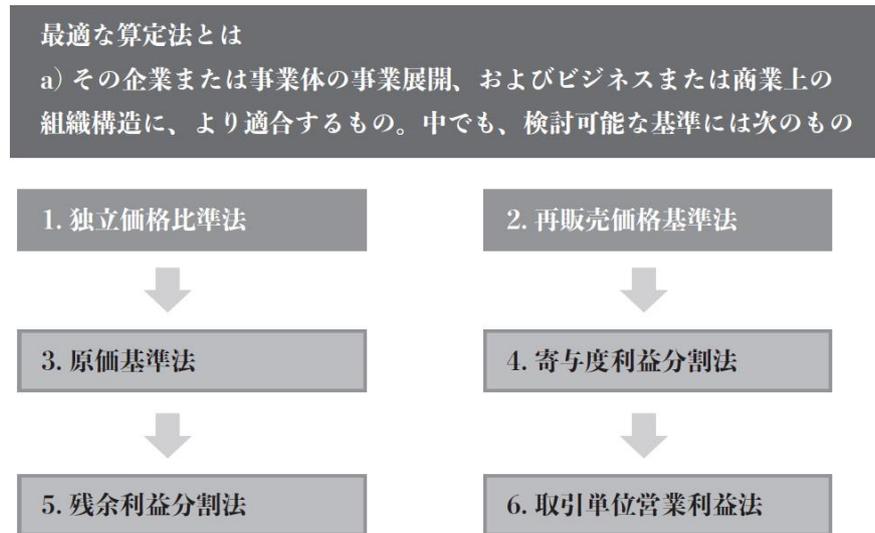
- 事業の性質
- 事業における各関連当事者の役割または経済的活動（当該事業で用いられる資産ならびに想定されるリスクを含む）
- 契約条件
- 経済状況または市場環境
- ビジネス戦略（その市場における浸透性、持続性、拡大性を含む）

比較可能な取引を特定する目的で利用しうる現地の情報がない場合、納税者は複数外国企業の情報を利用することができるが、それらの市場における相違を反映させるために必要な調整を行わなければならない。

たとえ独立した当事者間で実施されとしても、一個人や企業、事業体との間で行われる取引を比較可能な対象として用いるのは適切でない。

- a) 分析される取引に関係するいずれかの当事者の管理、支配または資本に直接的または間接的に参加していること。
- b) 分析される取引に関係する当事者の管理、支配または資本に、直接的または間接的に何らかの参加をしていること。
- c) 分析された取引に関係するいずれかの当事者の管理、支配または資本に、直接的または間接的に参加している同一の個人または複数の個人による同一のグループが、直接的または間接的にその管理、支配または資本に参加していること。

使用される算定法：関連当事者とのこれらの取引の価格は、所得税法第 32-A 条 e)号で定める次のいずれかの国際的に承認された算定法に基づき決定されるものとする。



#### 7.- その他の算定方法

法的根拠：所得税法関連規則第 113 条

- 独立価格比準法<sup>4</sup>
- 再販売価格基準法<sup>5</sup>
- 原価基準法<sup>6</sup>
- 寄与度利益分割法<sup>7</sup>
- 残余利益分割法
- 取引単位営業利益法<sup>8</sup>
- その他の算定方法

<sup>4</sup> 多くのケースにおいて OECD や税務当局により優先される最も一般的な算定法。この算定法は企業間の一取引における財または役務の価格と、独立した当事者間で変更された価格を比較するもの。当該税務当局が承諾する正しい価格を得るためには、それらの財や役務が比較可能な状況で評価されることが重要となる。これは市場で創出された価値の固定化とも呼べるものであり、利潤を主眼に置く他の算定法とは異なり、この独立価格比準法は市場における正当な価格を根拠にしている。このアプローチの欠点は、当該国外市場が、国内取引に関する価値の固定化のためのガイドラインを満たしていない場合、商品の価格が激しく変動する可能性があることである。

<sup>5</sup> 売上総利益あるいは、製品または役務の購入時の価格と第三者に対しそれらを販売する際の価格の差異を分析する算定法。原価基準法と似ているが、再販売価格基準法は単に利潤（関税のような費用を除いたもの）を移転価格とみなす。このことから、卸売業者や再販業者により適している半面、製造業者にはあまりふさわしくない。

<sup>6</sup> これは売上総利益をその売上原価と比較する取引の算定法である。財または役務を供給する部門は、その取引に係る費用を決定した後、引き渡すそれらの財または役務に利潤を上乗せする。その利潤は、類似する市場のリスクや条件を含め、比較可能な状況における取引により第三者が得たであろう利潤と同等でなければならない。この算定法の不都合な点は、製造事業において供給部門が効率的であることに必ずしも寄与せず、実際のところ労働力のようなケースに限れば、競争的な価格への到達を回避することで低効率となる可能性があることである。

<sup>7</sup> 比較可能な市場価格ではなく、利潤に基づく算定法。この算定法では、その取引に係る複数の独立した企業間における特定の取引から生じた利益がどのように分配されたか査定し、移転価格が決定される。これは、機能的側面および、国外市場におけるデータが利用可能であればそれらにより確立された、当該取引に参加する各取引当事者の相対的な寄与に基づく。

<sup>8</sup> 移転価格が国外市場において比較可能な価格との比較による純利益に基づくことから、多くの多国籍企業に好まれるモデルとして出現した。これ以外の算定法は、国外の取引に対し比較可能な財または役務の実際の費用に基づく。一方、この算定法では、第三者と同様の取引により得られた純利益と、統制された社内取引において得られた純利益を比較する。これは実際の費用に対する利潤であり、市場価格の決定にあたり利用可能な国外の価格に関するデータがない場合は特に魅力的なものとなる。この算定法を用いて、組織は売上、費用または資産に対して純利益を算出することができる。一般的に、一定範囲内の営業利益を対象として適用される。

結論として、それぞれの算定法には長所と短所があり、各組織はそれぞれの必要性に応じてどの算定法が適切に機能するか見極めなければならない。場合によっては、異なる種類の複数の取引に対し、一つの組織が異なる複数の算定法を用いることさえ可能になる。移転価格の決定に際し、OECDは組織が複数の算定法を適用することを強制していないものの、その手法は確かに認められており、一部の組織はこの恩恵に浴することができる。

利潤テスト：所得税法第 32-A 条の規則に基づく役務の場合、定められた要件、制限および禁止事項とは別に、経費または費用の控除にあたり必要な条件として、納税者は利潤テストを実行した上で、求められる文書や情報を提供しなければならない。提供された役務がその仕向け先にとって経済的または商業的な価値をもたらす場合、独立した当事者が自身により、または第三者を介してそれを行い、自身の商業的地位を改善または維持しつつ当該役務における必要性を満たしたならば、その利潤テストは完結するものと理解される。

提供される文書や情報では、その役務の効果的な供与、役務の性質、役務の実際の必要性、役務の提供者が支払う経費や費用ならびにそれらの割当に関する妥当な基準を明確にしなければならない。割当の基準を変更する場合、納税者はその変更の理由および/または必要性を正当化する必要がある。

提供を受けた役務の経費または費用の控除はその利幅同様、当該役務の提供者により支出された経費や費用の合計を基礎として決定される。また、低付加価値の役務の場合には、前述の利幅が当該役務の提供者により支出された経費や費用の合計の 5%を超えてはならない。

次の特徴に該当するものは低付加価値の役務とみなされる。

- a) 補助的または支援的な性格のもの
- b) その納税者または多国籍グループの主たる活動の適正な要素とならないもの
- c) 唯一のそして価値のある無形資産の使用を必要とせず、それらの創出に寄与することもないもの
- d) 高リスクまたは重大なリスクを負うかあるいは制御することも、その役務の提供者に対し重大なリスクをもたらすこともないもの

### 3. 移転価格に関する情報の宣誓供述書およびほかの正式な義務

#### ローカルレポートの提出

課税年度において受け取る所得が 2300UIT<sup>9</sup>を超える納税者に対し、「移転価格に関する情報の宣誓供述書-ローカルレポート」の提出が義務付けられている。当該宣誓供述書は、租税の決定にあたり、課税所得および/あるいは控除可能な経費または費用が生じる取引を含む必要があり、毎年提出しなければならない。当該宣誓供述書を提出しない場合の罰金は、1UIT の 10%以上 25%以下をその範囲とした上で、当該納税者の純所得の 0.6%と定められている。

#### マスターレポートの提出

あるグループの一員である納税者が受け取る所得が 2 万 UIT を超える場合、その納税者は「移転価格に関する情報の宣誓供述書-マスターレポート」の提出が義務付けられている。当該宣誓供述書は、組織構成、事業内容（単一または複数）および、無形資産、当該グループの資金調達、財務状況等に関する移転価格の方針を含む必要があり、毎年提出しなければならない。当該宣誓供述書を提出しない場合の罰金は、1UIT の 10%以上 25%以下をその範囲とした上で、当該納税者の純所得の 0.6%と定められている。

#### 国別レポートの提出

さらに、多国籍グループの一員である納税者は、「情報の宣誓供述書-国別レポート」を提出する義務がある。当該宣誓供述書は、当該多国籍グループに所属しある特定の国または地域で活動を展開する複数事業体のそれぞれにおける所得、納税額、事業活動の全世界的な配分に関する情報を含む必要があり、毎年提出しなければならない。当該宣誓供述書を提出しない場合の罰金は、1UIT の 10%以上 25%以下をその範囲とした上で、当該納税者の純所得の 0.6%と定められている。これらの宣誓供述書に含まれる情報を、SUNAT（国家税務監督庁）は自身の職務遂行ならびに他国の管轄当局との税務情報の交換のための利用が可能とされる。前述の宣誓供述書を裏付ける文書や情報は、スペイン語に適切に翻訳された上で、5 年間または時効期間がそれ以上の場合はその期間、当該納税者により保管されなければならない。

---

<sup>9</sup> UIT=ペルーの課税単位。2021 年（1 月～12 月）は 1UIT=4400 ソーレス

## 4. 日本における移転価格税制

移転価格に影響を与える日本の法律は特に、棚卸資産の売買に向けた種々の取引に関する「独立企業間価格」<sup>10</sup>算定のための指針および、利益の分割に関する複数算定法の適用にあたり、利潤（利益）を分離する基準を定めている。特定の方法論ごとに、比較可能な調整の適用に関する指針が含まれている。「独立価格比準法」もその一つで、市場への浸透水準や取引量、およびほかの測定可能な差異に関する調整が許可される。

### タックス・ヘイブン対策税制

「特定外国子会社等の未処分所得」に係る親会社の関与に相応する部分は、当該親会社の所得として課税される。「特定外国子会社等」とは、発行済株式総数の50%超が直接または間接に内国法人の支配下にある国外の法人で、租税負担割合が所得の25%以下のものである。この対策税制は、当該外国子会社が一定の要件を満たすことを明らかにできる場合には適用されない。そのためには、日本の親会社から独立した案件であることを証明し、当該外国において自身の事業活動を行うに足る経済的根拠を提示する。

### 移転価格税制

内国法人と外国人（法人または自然人）間の取引が原因で、ある法人の利益が減少または費用が増加する場合、それは自由市場の価格ではない。そのような国外取引は、法人税の対象となる課税所得を算出する目的により、自由市場における価値が操作されたものとみなされる。

ここでの自由市場における価値とは、原則として次の算定法により計算される。

- 独立価格比準法<sup>11</sup>
- 再販売価格基準法<sup>12</sup>
- 原価基準法<sup>13</sup>
- 前記同様の算定法：前記の算定法が適用できない場合にのみ適用される。

---

<sup>10</sup> 移転価格税制において使用される用語の中で頻出するものの一つに、「独立企業間価格」または完全競争の原則が挙げられる。これは実際に、移転価格の検討が行われ、それが有効とされるための重要な鍵となる。この原則は、OECD加盟諸国の合意に基づき、移転価格の決定にあたり税務上の目的で用いられるべき国際的な基準として位置付けられている。OECDは基本的に、独立企業間価格の原則は「二つの企業が商業上または資金上の関係にあり、受諾した、または課された同一の条件が独立した複数の企業により合意されるそれらとは異なる場合は、前述の条件が存在しないとしたならば一方の企業により得られたとみられる利潤であって、実際にはその条件のために実現されなかった（※当該一方の企業の利潤とならなかった）ものについては、これを前述の企業の利潤に算入することで租税を課することができる」を適用すると判断している。したがって、完全競争または独立企業間価格の原則とは、競争市場において仲裁による特別利益の見込みがない場合に適用されるものである。そのため、個人が安価な製品を購入し、取引に関する全ての費用を含めた上でその同じ商品を高く売って利潤を得ることはできない。

<sup>11</sup> 特別の関係にない売り手と買い手が、国外関連取引に関するような棚卸資産と同種の棚卸資産につき、例えばその取引の段階や取引数量などの、国外関連取引に係る条件と同一または同様の条件下で販売する取引において考慮される金額（これらの棚卸資産の販売が異なる条件の下で行われた場合は、その差異による調整を行った後の価格）。

<sup>12</sup> 棚卸資産の買い手が国外関連取引において、それらの棚卸資産を独立した個人に対して販売した価格（再販売価格）から、元々の売り手が行った販売による通常の利潤の額を控除した後の価格。この算定法では、当該取引において考慮される金額（※独立企業間価格）として、通常の利潤の額（当該再販売価格に妥当な利益率を乗じて計算される金額）を差し引いて算出される金額を用いる。

<sup>13</sup> その取引に関係する棚卸資産の購入、製造等による売り手の取得時の費用に、通常の利潤の額（取得原価に通常の利益率を乗じて計算された金額を意味する）を加えて算出される金額。

### 一定の費用または経費の資本化に関する規則（過少資本税制）

ある現地法人が外国資本による資金提供を受け、債務に対する利子を国外の子会社に支払う場合、原則として、その債務が当該現地法人の資本の 3 倍を超えるならば、法人税の算定にあたり当該支払利子の超過部分の控除は認められていない<sup>14</sup>。この規則は、日本の子会社によるその親会社への利子の支払に関し、過度の控除を未然に防ぐ。

### 外国税額控除制度

国内の納税者が直接納付する外国の租税は、日本の税制により控除される。しかしながら、外国税の賦課がその外国における課税標準の 50%を超える場合、その超過部分は控除できない。内国法人が受け取る配当に関する外国税は、間接外国税として控除できる。

### 外国法人の納税

外国法人は日本の国内源泉所得に対し課税される。恒久的施設（PE）または代理人の存在が、その課税所得の範囲を決定する。ある外国法人が日本国内に恒久的施設（例えば支店）を有している場合、この外国法人は、内国法人と同様の形式により、当該恒久的施設から生じる所得に適用される法人所得税の対象となる。ある外国法人が日本国内に恒久的施設を有していない場合、納税者は原則として、日本国内の投資から生じる課税所得に関し、単に源泉徴収税の対象となる。日本の国内法が認める源泉徴収税率は一般的に 15%から 20%であるが、大部分の租税条約では 5%から 15%の低い税率となっている。恒久的施設（独立した取引の単位とはみなされない支店など）とその本店間の国際的な取引は、源泉徴収税の対象にならないことが分かっている。

---

<sup>14</sup> 当該法人の債務の合計が当該内国法人の資本の 3 倍以内である場合、この規則は適用されない。